

(5) 監事監査の実施

(年度計画)

- ① 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携等により監事機能の万全な発現を図る。
- ② 事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書等について会計監査人による監査を受ける。

(令和4年度における取組)

① 監査の実施等

■ 監事監査

令和4年3月に策定した令和4年度監事監査計画に基づき、内部統制の取組状況等について、本社、中部支社・吉野川本部、総合技術センター及び22事務所の計26事務所において監事による監査を27回受けた。

監事監査において把握された事項等については、原則毎月の正副理事長と監事との意見交換が行われたほか、中期計画・年度計画に記載された内容の執行状況及び潜在的なリスクの改善に資するため、監事による、本社部室長等、事務所長等との面談が実施された。

■ 監事機能の万全な発現

監事機能の万全な発現を図るため、同監事監査要綱第7条に基づき、全ての監事監査において監査室職員が監査補助者として活用されるとともに、5事務所において、用地業務に精通した3名の職員が臨時に監査補助者として指名され、専門知識を活用した監査が実施された。

さらに、監査技術向上のため、会計検査院主催の公会計機関意見交換会議（9月、動画配信での実施）や総務省主催の研修会（令和5年2月、動画配信での実施）、独立行政法人・特殊法人等監事連絡会主催の研修会（令和5年3月、動画配信での実施）に監事が参加した。

なお、今年度は、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。

■ 内部監査の実効性の確保

平成26年4月に理事長の直轄組織とされた監査室と理事長及び監事との意見交換を定期的に行い、監事監査を踏まえた重層的な監査体制の構築を図るとともに、内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査計画を策定し、それに基づき内部統制の取組状況等について、本社、淀川本部、筑後川局、総合技術センター及び8事務所の計12事務所において監査を実施（うち、アセットマネジメントシステム内部監査を本社において実施）した。

② 会計監査人による監査

■ 会計監査人による監査

事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び令和4年度財務諸表について会計監査人による監査を受け、この結果、「独立監査人の監査報告書」（令和●年●月●日）において、財務諸表が独立行政法人の会計基準に準拠して、機構の財政状態等の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められた。また、決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認められ、事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認められた。

（中期計画の達成状況）

監事監査計画に基づき、本社、中部支社・吉野川本部、総合技術センター及び22事務所において監事監査を受けた。なお、今年度は、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。

事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び令和4年度財務諸表について会計監査人による監査を受けた。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保**(年度計画)**

適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。

① 契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。

また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。

② 入札・契約手続については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。

③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。

(令和4年度における取組)**① 契約手続における競争性・透明性の確保****■ 契約手続における競争性・透明性を高めるための取組**

契約手続の競争性・透明性を高めるため一般競争入札方式を基本とした発注を推進した。その結果、少額随意契約を除く調達に占める一般競争入札の割合は、平成21年度には件数ベースで38.2%、金額ベースで62.2%であったが、令和4年度は、それぞれ68.1%、72.7%となり、競争性・透明性の向上に寄与した（表－1）。

表－1 一般競争入札状況

年 度	件数ベース			金額ベース		
	契約件数 (工事、コンサル、 物品・役務等)	一般競争 入札件数	比率	契約金額 (工事、コンサル、 物品・役務等)	一般競争 入札金額	比率
平成21年度	2,199件	839件	38.2%	51,634百万円	32,139百万円	62.2%
平成22年度	1,793件	686件	38.3%	55,977百万円	40,560百万円	72.5%
平成23年度	1,647件	690件	41.9%	40,151百万円	26,939百万円	67.1%
平成24年度	1,581件	776件	49.1%	36,787百万円	23,745百万円	64.5%
平成25年度	1,484件	1,109件	74.7%	46,609百万円	31,667百万円	67.9%
平成26年度	1,516件	1,094件	72.2%	43,378百万円	26,178百万円	60.3%
平成27年度	1,509件	1,096件	72.6%	60,090百万円	48,673百万円	81.0%
平成28年度	1,485件	1,084件	73.0%	104,982百万円	94,284百万円	89.8%
平成29年度	1,297件	955件	73.6%	70,879百万円	57,250百万円	80.8%
平成30年度	1,385件	1,016件	73.4%	54,376百万円	43,527百万円	80.0%
令和元年度	1,312件	917件	69.9%	73,094百万円	61,863百万円	84.6%
令和2年度	1,224件	873件	71.3%	78,748百万円	68,329百万円	86.8%
令和3年度	1,156件	818件	70.8%	47,858百万円	35,353百万円	73.9%
令和4年度	1,141件	777件	68.1%	45,418百万円	33,015百万円	72.7%

■ 随意契約の厳格な適用

調達等に関するガバナンスの徹底の取組として、平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置した機構の監事及び外部有識者からなる契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回（7月、2月）報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上で、

契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。

■ 一者応札・一者応募案件における一層の競争性の確保

入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行った。また、新たに令和4年度より、翌年度発注予定工事等の機構ホームページにおける公表時期の前倒し（従前3月に公表していたところ、1月前半に公表。）を実施し、応札・応募環境の改善に努めた。これらの取組により、令和4年度の一般競争入札における一者応札の割合は、46.8%となり、平成21年度（49.2%）に比べ2.4ポイント改善した（表-2）。

近年、一者応札率が上昇傾向にあり、その改善のため、若手技術者の活用・育成のための入札制度の試行、週休2日制工事の導入の試行の取組を継続して行った。また、機構発注工事等の実績がない事業者の参入を促し応札者を確保するため、他機関における工事成績・表彰実績等の評価、一者応札の要因の一つである技術者不足を改善するため、建設キャリアアップシステム（CCUS）モデル工事について試行を行った。

表-2 一者応札状況

年 度	一般競争入札件数	うち一者応札件数	率
平成21年度	839 件	413 件	49.2%
平成22年度	686 件	132 件	19.2%
平成23年度	690 件	141 件	20.4%
平成24年度	776 件	148 件	19.1%
平成25年度	1,109 件	341 件	30.7%
平成26年度	1,094 件	395 件	36.1%
平成27年度	1,096 件	376 件	34.3%
平成28年度	1,084 件	356 件	32.8%
平成29年度	955 件	330 件	34.6%
平成30年度	1,016 件	399 件	39.3%
令和元年度	917 件	424 件	46.2%
令和2年度	873 件	357 件	40.9%
令和3年度	818 件	386 件	47.2%
令和4年度	777 件	364 件	46.8%

■ ダンピング受注の排除への取組

低入札工事等については、適切な施工体制、履行確実性が確保されないおそれがあり、協力者へのしわ寄せにつながるおそれがある。公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）の発注者及び受注者の責務が果たされるよう、適切な施工体制、履行体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査、評価する新たな総合評価落札方式として、令和2年度に試行導入した「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」による入札契約手続の試行を継続した。

② 入札・契約手続きの一層の適正化

■ 監事監査による入札・契約手続きの適正化

入札・契約手続きの適正化を図るため、本社、総合技術センター及び24事務所における監事監査のうち、25事務所において、入札・契約手続きの監査を受けた。その結果、「随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、着実に実施されている。今後も機構に対する信頼性が確保されるよう法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。」旨の監事の意見をいただいた。

■ 入札等監視委員会の監視・審査による入札・契約手続きの適正化

入札・契約手続きの適正化を図るため、外部有識者で構成する入札等監視委員会を2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事務手続きについて監視・審査を受けた。

なお、「入札等監視委員会の設置に関する規程」により、入札等監視委員会の結果について理事長に意見の具申又は勧告を行うことができることを定めているが、令和4年度に開催した委員会においては、工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事務手続きが適正に実施されていたことにより、意見の具申・勧告はなかった。

■ 研修等の実施

全国経理事務担当者会議を始めとする各種会議及び内部研修等において入札・契約手続きに関する講義を実施し、契約事務の適正性の確保を図った。

③ 入札契約結果等の公表

■ 入札契約結果・調達等合理化計画に基づく取組状況等の公表

「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）に基づき、毎月入札結果等をウェブサイトにより公表した。

（中期計画の達成状況）

入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和4年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで68.1%となった。

契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。

一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行うなど、一層の競争性の確保を図った結果、令和4年度の一般競争入札における一者応札の割合は、46.8%となった。

入札・契約手続きの一層の適正化を図るため、25事務所において入札・契約手続きの監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事務手続きについて監視・審査を受けた。

「公共調達の適正化について」に基づき、毎月入札結果等をウェブサイトにより公表した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(7) 談合防止対策の徹底**(年度計画)**

コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。

(令和4年度における取組)**○ 入札談合等防止対策の徹底****■ 研修等の実施とマニュアル等の周知徹底**

新任管理職研修等の内部研修で入札談合等の防止に係る講義を10回実施した。また、全事務所を対象とした全国経理事務担当者会議等を研修の場として活用し、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等について、3回の説明会を行った。これらの講義において、事業者との応接方法や不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を定めた「発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアル」等について周知を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底した。

■ 情報の共有

機構内LANに設置したコンプライアンス掲示板を使用して、他組織等の有用な入札談合防止の取組を掲示するなど情報共有を図った。

(中期計画の達成状況)

新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策の徹底を図った。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(8) 情報セキュリティ対策の推進

(年度計画)

ログ監視システムにより機構の情報ネットワーク全体を一括監視するとともに、標的型攻撃メールや新型ウイルス等のサイバー攻撃等に備えた情報セキュリティ対策を推進する。また、情報セキュリティポリシーに基づく自己点検、セキュリティ監査等を踏まえ、必要に応じて新たな対策を検討する。

(令和4年度における取組)

○ 情報セキュリティ対策の推進

■ ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視

システム上のクライアントのログを監視し、ネットワーク上のパケット量、ファイアウォールの通過量等の異常記録を迅速に検知し、情報漏えい対策を実施した。また、同システムによるクライアントライセンス管理により、インストール数超過等のライセンス違反の防止に努めるとともに、クライアントで利用されるOS、アプリケーションソフト等の脆弱性に対するウイルス対策ソフトウェアのセキュリティパッチ、修正プログラムを自動配信した。また、USBデバイスの接続制限を行うなど確実なセキュリティ維持を図った。

■ 情報セキュリティ対策の推進

6月から7月にかけて、事務従事者（機構の職場で業務に従事する全ての役職員、事務補助員等）に対する情報セキュリティポリシー説明会や標的型攻撃メール訓練等を実施し、事務従事者の情報セキュリティに対する意識向上を図った。なお、令和3年度と同様に新型コロナウイルス感染症対策として、動画資料を視聴する方式とした。

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と情報セキュリティに関する情報共有を実施し、新型ウイルス等のサイバー攻撃に備えた。また、事務従事者に対し情報セキュリティに関する注意喚起を適宜、実施した。

平成30年度及び令和元年度に発生したメール誤送信に対して、外部メール送信対策のためのソフトウェアを導入し対策強化を継続している。再発防止の取組として、情報セキュリティポリシー説明会で本インシデントを振り返り、全職員等に対しメール利用上の留意点等について継続して周知徹底に取り組んだ。

情報漏えい防止対策の一環として、文書の新規作成時に「機密性情報」を自動挿入することとした。

事務従事者を対象とした標的型攻撃メール訓練を実施し、不審メール等受信時の対応について、その必要性について啓発を実施した。

■ 情報セキュリティポリシーに基づく自己点検、セキュリティ監査等

情報セキュリティポリシーに基づく自己点検を令和5年3月に実施するとともに、セキュリティ監査を11月から令和5年1月にかけて実施し、情報セキュリティ管理体制、令和3年度の自己点検結果の改善事項等について確認を行い、指導・助言等を行った。また、自己点検において理解度の低かった項目について、次年度の情報セキュリティポリシー説明会において周知徹底を図ることとした。なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな対策が必要となる事項はなかった。

（中期計画の達成状況）

情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査等を行うことで情報セキュリティ対策を推進した。

なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな対策が必要となる事項はなかった。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。